⑶　地方緊急対処保護対策本部の事務

地方緊急対処保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・緊急対処保護措置の実施に関する地方支分部局内の総括及び総合調整
・緊急対処保護対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
・緊急対処保護対策本部、関係機関等から収集した情報の地方支分部局内への提供
・地方支分部局内からの被災情報等その他の情報の取りまとめ
・地方支分部局における緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
・その他地方支分部局における緊急対処保護措置の実施に関し必要な事務

⑷　地方緊急対処保護対策本部の廃止

各地方支分部局の長は、緊急対処保護対策本部が廃止された場合その他地方緊急対処保護対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、速やかに地方緊急対処保護対策本部を廃止する。この場合において、各地方支分部局の長は、速やかに、地方緊急対処保護対策本部を廃止した旨を大臣官房総務課（緊急対処保護対策本部が設置されているときは、緊急対処保護対策本部）に報告するものとする。

第２節　緊急対処保護措置の実施方法

緊急対処保護措置については、第３章及び前章の定めの例により実施するものとする。

（別表）

国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素

１　人に病原性を有する生物剤及び毒素

⑴　ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ２Ｎ２、Ｈ５Ｎ１若しくはＨ７Ｎ７であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、サル痘ウイルス、コロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Ｂウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス）、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、Ａ型肝炎ウイルス、Ｅ型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

⑵　細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がＯ１又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

⑶　真菌

コクシジオイデス属イミチス

⑷　原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が１型又は２型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

⑸　毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ベロ毒素）、デアセトキシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、ＨＴ－２トキシン、Ｔ－２トキシン

２　家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

国土交通省・観光庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国土交通省及び観光庁の国民の保護に関する計画（国土交通省・観光庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日　　国土交通大臣　太田　昭宏
観光庁長官　井手　憲文

国土交通省・観光庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第９節の１つめの○中「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改める。

第３章第11節１つめの○中「原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

第３章第11節２つめの○中「原子力安全委員」を「原子力規制委員会委員」に改める。

海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画（海上保安庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日　　海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節⑽号中「、航路標識測定船、設標船」を削る。

第６章第１節「１　船艇」の表巡視船の項中

「

1,000トン型	270	320	90
500トン型	115	135	70
350トン型	115	135	70

」を

「

1,000トン型（わかさ型）	270	320	90
1,000トン型（くにがみ型）	125	146	200
500トン型	115	135	70

」に

改め、同表巡視艇の項中

「

20メートル型	26	28	14
15メートル型（やまゆり型）	26	28	14

」を